

『増耆阿含經善聚品32——4 天使經』考(2)

牧 達 玄

1 四門大地獄(2) 大地獄(3) 熱灰地獄(4) 刀刺地獄(5) 大熱灰地獄(6) 刀劍地獄(7) 沸尿地獄(8) 熱尿地獄(9) 劍樹地獄  
 の各地獄処である。これらの地獄処に相当すると思われる他資料中の地獄処は、次の通りである。即ち、

④	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1 catudvāra (ナシ)	1 四門大地獄 (ナシ)	2 峰巖	2 鳩延	3 kukkuja	4 鐵鑿林 (ナシ)	5 阿夷波多桓(洹) (ナシ)	6 阿喩操(慘)波泥犁(犁)桓 (ナシ)	7 彌離摩得(德) (ナシ)	8 墮檀羅泥(尼)渝(惡) ?
3 cispattavana (ナシ)	2 鐵鑿林 (ナシ)	4 鐵鑿林 (ナシ)	5 阿夷波多桓(洹) (ナシ)	4 simbalivana (ナシ)	5 鐵劍樹林 (ナシ)	6 阿喩操(慘)波泥犁(犁)桓 (ナシ)	7 彌離摩得(德) (ナシ)	8 墮檀羅泥(尼)渝(惡) ?	9) 2 gūṭha (ナシ)
4 simbalivana (ナシ)	3 鐵鑿林 (ナシ)	4 鐵鑿林 (ナシ)	5 阿夷波多桓(洹) (ナシ)	5 鐵劍樹林 (ナシ)	6 阿喩操(慘)波泥犁(犁)桓 (ナシ)	7 彌離摩得(德) (ナシ)	8 墮檀羅泥(尼)渝(惡) ?	9) 2 gūṭha (ナシ)	6 kharodaka (ナシ)
5 阿夷波多桓(洹) (ナシ)	4 鐵鑿林 (ナシ)	5 阿夷波多桓(洹) (ナシ)	6 阿喩操(慘)波泥犁(犁)桓 (ナシ)	6 kharodaka (ナシ)	7 彌離摩得(德) (ナシ)	8 墮檀羅泥(尼)渝(惡) ?	9) 2 gūṭha (ナシ)	6 kharodaka (ナシ)	6 灰河 (ナシ)
6 阿喩操(慘)波泥犁(犁)桓 (ナシ)	5 阿夷波多桓(洹) (ナシ)	6 阿喩操(慘)波泥犁(犁)桓 (ナシ)	7 彌離摩得(德) (ナシ)	7 彌離摩得(德) (ナシ)	8 墮檀羅泥(尼)渝(惡) ?	9) 2 gūṭha (ナシ)	6 kharodaka (ナシ)	6 灰河 (ナシ)	7 槃(熱)菴務 (ナシ)

『増耆阿含經善聚品32——4 天使經』(以下『増阿天使經』)もしくは、④と略記することあり)が、他の関連資料と比較すると、いかにその内容が混乱し、経説に一貫性のない資料であるかという点につき、前回<sup>1)</sup>は、経全体の流れからそれを示したが、その状態は、説かれる内容の細部に至っても随所に見受けられる。そこで、今回は、その後得られた結果を含め、前回あえて詳述しなかつた経の中心部、即ち「地獄の種類を説く部分」に視点を置き若干の考察を加えようとするものである。尚、関連資料とは、前回同様、『MN 130・Devadūta』(以下、MN 130 or ③と略記、『中阿含 64・天使經』)同、中阿天使經 or ④、『仏説鐵城泥犁經』(同、鐵城泥犁經 or ⑤)、『泥犁經』後半部(同、泥犁經 or ⑥)であり、参考資料として『長阿含 30 世記經』(同、世記經)、『立世阿毘曇論』などを取り上げる。

さて、まず④『増阿天使經』に示される地獄処を、説かれる順に従い記してみる。即ち、

である。これら各資料の地獄処は、各々が説かれる内容や地

獄名に特徴があり、全く同一の地獄処であるとはいいい切れない問題を含んでいるため、以下、順に問題点を示しながら検討を加えてみたい。尚、1四門大地獄とは、八熱大地獄のことを指すので、その説明は一応省くこととする。

(2) 大山地獄とは、<sup>④</sup>によると

「設復得出外復有山。而往趣之。彼入山中為兩山所壓。猶如壓麻油。於中受苦不可稱計。」

とあり、丁度、麻油を採る時のように、大山がせまり来て罪人を圧縮し苦しめる地獄処であることが分かる。ところで、この地獄処は、<sup>④</sup>のみに存在し、特殊なものと考えられるが、その内容から察すると、「八熱大地獄」の一である「衆合地獄 II Saṅghata」に似ている。つまり、<sup>④</sup>は、今扱っている小地獄の元となる大地獄処と混同して、それを示している感が強いのである。ただ、原本テキストが存在しないため推論の域を出ないが、<sup>④</sup>『増耆阿・天使經』の資料的特徴（即ち、前回述べたように、他の関連資料には全く記されない内容を、經説の流れ、内容等を完全に無視した形で挿入するなどの特徴）からその可能性は大いにあると考えられ、後に述べる7沸屎地獄以下の内容状況と照らし合わせるとき、一ポイントと成る問題点である。

次に3熱灰地獄であるが<sup>④</sup>には、

「爾時彼罪人轉得前進。復值熱灰地獄。縱広數千萬由旬。於中受

『增耆阿含經善聚品32—4天使經』考(2) (牧)

苦不可稱計。」

とあるのみで、どのような地獄処なのか全く説明がない。ただ、その地獄名から<sup>④</sup> MN 130の3. kukkula-nirayaに相当すると見てよいであろう。しかし、<sup>④</sup>

「Tassa kho pana, bhikkhave, Gāhaniriyassa samanantarā sahiam eva mahanto Kukkulaniroyo. So tatra papatati, So tatra dukkha tippā kajjuka vedana vedeti na ca tāva kā-lari karoti yāva na taṇṇi pāpaṇi kammani byanhoti.」<sup>(5)</sup>

と記すのみで詳細な内容を示さない。ところで、<sup>①</sup>『鐵城泥犁經』<sup>⑥</sup>『泥犁經』後半部でいう2鳩延地獄とは、MN 130でいうkukkula (skt. kukkula or kukūla) の音訳と考えられる。<sup>①</sup><sup>⑥</sup>では、

「復入鳩延泥犁中。人足著地者即燋。拳足肉復生。有東走西走南走北走。周匝地大熱」

とあるから、この熱灰地獄とは、「罪人が足を地に着けると焦げてなくなり、足を挙げると肉が再び生じ、それをくり返しながら四方に走り回らねばならない地獄処である」ということが分かる。とすると、これは<sup>④</sup>『中阿天使經』でいう2峰巖地獄に内容が相当することになる。<sup>④</sup>には、

「次生峰巖地獄。火滿其中無煙無焰。令行其上往來周旋。彼之兩足皮肉及血下足則尽拳足則生」

とある。このように<sup>④</sup><sup>①</sup><sup>⑥</sup>の他の資料からこの地獄処の内容

が知られるのであるが、**④**でその内容を全く示さず、また、他資料にはない地獄の広さ(先述引用文中参照)を示す点は、**④**の特徴とてみよいであろう。

次に**(4)**刀刺地獄であるが、**④**には

「是時罪人復入此刀刺地獄中。便有大風。起壞此罪人身体筋骨。於中受苦不可稱計。」

とあるから、「地獄の中に大風が起り罪人の身体を破壊する地獄処である」ことが分かる。これを他資料に求めると、先述のように、**⑤** *Asipattavana* **⑥** 4 鉄鑿林地獄、**⑩** **⑪** 二經は、5 阿夷波多桓(洄)泥犁に各々相当すると考えられる。

この結果は、**④**でいう「地獄中に大風が起る」という記事内容から判断したものであるが、これら各資料の内容をさらに厳密に検討してみると次のような点が判明する。即ち、地獄中の刑罰の内容から判断すると**④****⑩****⑪**と**⑥****⑦**の二グループに分けることができるのである。**⑩****⑪**では、

**⑩** 「其中有熱風。(欠落部有り)相逢避之不能得脱。」

**⑪** 「其中有熱風。風大熱過於世間爐炭。風來著身焦人身体。皆欲避之者。常与熱風相逢。避之不能得脱。」

とあり、**④**と同様「直接その風により罪人が身を壊されたり焦されたりする」ことが分かる。これに対し、**⑥****⑦**は、

**⑥** 「Tassa vāterāṇi patṭāni haṭṭham pi chindanti padam pi chindanti haṭṭhapadam pi chindanti kaṇṇam pi chindanti;

*nāsam pi chindanti kaṇṇansam pi chindanti.*」

**⑥** 「彼鉄鑿林地獄中四方則有大熱風來。熱風來已鉄鑿便落。鉄鑿落時截手截足或截手足。截耳截鼻或截耳鼻及余支節。」

とあり、直接、風により身体を壊わすのではなく「風により鉄剣でできた樹木の葉が落下もしくは動かされ、それが罪人の手足や身体を破る」とするのである。**⑥**のように、明らかにその方法に相違が見られるのであるが、このことは、われわれに「表記される地獄名によってのみ、各地獄処の同異を決定することの危険性」という点を示唆してくれる。この点は、先の3 熱灰地獄において各資料様々な地獄名を示したことについても同様のことがいえる。さらに、同じグループといても**⑩**と**⑪**では後の部分で内容が全く異なる。即ち**⑩**『中天使經』は、この地獄処の中に極大狗と大烏鳥が生じ、罪人を苦しめる記事を示すなど、より発達した内容を示すのである。**⑩**の点に関しては、**⑩** *MN130*と**⑪**が所属する部派の見解の相違が現われているのかも知れないが、今は**④**『増耆阿天使經』に中心を置いているため詳しい論究は別稿にゆずることとする。ただ、以上のように、各資料それぞれ特徴があり、地獄名によってのみその同異を判断することが問題である点は、重要である。なぜなら、次の**(5)**大熱灰地獄の取り扱いにおいて、この点かなりウェイトをしめると思われるからである。次に**(5)**を検討しよう。

(5)大熱灰地獄は、㉔で

「罪人復入此大熱灰地獄中。形體融爛受苦無量。」

と記される。つまり、この地獄処では、罪人の身体が何らかの理由により融け爛れてしまうとするのである。ところで、

この地獄処は、㉔以下の資料には、地獄名のみから判断するとそれを見出すことはできない。しかし、該当するものがないからといって、先の(2)大山地獄のように特殊なものかというところ、そうでもないようである。なぜなら、この地獄処については、次の二つの解釈が成り立つからである。即ち、一は地獄名から見て「3熱灰地獄が重複して記されている」とする見方である。この考えは、㉔には他の個所で同様の混乱部分が多々見られることから、ある程度頷くこともできる。

しかし、内容面から考えると、単に「大」という字を付加することにより3熱灰地獄とこの地獄処を区別しているとは言いがたい。なぜなら、もしこれら二地獄が同様のものであるなら、内容の一部に共通部分が存在してもよい筈なのに、全くそれが見られないからである。とするなら、これら二地獄は、全く別の地獄処であると想定することも可能となる。そこで、(5)大熱灰地獄の記事内容、特に、先に引用した文中「形體融爛」という表現に注目すると、次のような第二の見解を得ることができそうである。即ち、㉔でいう大熱灰地獄は、㉔の以下の部分では全く示されず、逆に㉕㉖の各資料

において必ず扱われる「灰河地獄=Kharotaka-nadi」に相当するもの、もしくは、誤訳ではないのかという見方である。

たとえば、㉔『中阿天使経』では、6灰河地獄の記事の中、

「皮熟墮落肉熟墮落或皮肉熟俱時墮落。唯骨骸在。」

と記し、また㉕㉖では、8墮檀羅泥犁の中で

「熱沸涌躍人皆熟爛走欲上岸」

と記す。これらは、いかにも㉔の表現と一致するのである。

しかし、㉔には、他資料で詳しく説かれる内容はなく、「形體融爛」という極短い表現しかないため決定付けることはできない。ただ、内容表現を重んじ、表記される地獄名のみによらない判断を考慮に入れ、同時に、十六小地獄を説く他資料が必ずこの灰河地獄を扱う点も含めて、㉔でいう大熱灰地獄は、灰河地獄の誤記と考える方が妥当と思われる。

次に6刀剣地獄であるが、㉔には、

「刀剣地獄縱広數千万里。是時罪人入此刀劍地獄中。於中受苦不可稱計。」

と記すのみであり、先の3熱灰地獄と同様、内容が全く不明である。ただ、地獄名から見ると先述のように他資料でいう各地獄処に相当するであろう。今、その中㉔MN130㉔『中阿天使経』により内容を見ると、この地獄処は「罪人が劍樹を上下し、その劍刺によって身体を刺し抜かれる地獄」であることが分かる。ただし、㉕㉖はかなりその内容を異とする。

①②では、

「復入阿喻慘波犁洄泥犁中。其中多樹木。樹木皆為刺。樹間有鬼人入其中。鬼頭上即出火。口中亦出火。合身有十六刺。鬼遙見人來入大怒火。皆出前食人肉。十六刺皆貫人身体。裂而食之。」

として、樹間に鬼がいて、その鬼の身にある十六刺によって罪人が刺貫かれるという他にない説を示すのである。このことは、先の(4)(5)の内容検討で得られた結果、つまり「地獄名のみでその同異を判断することの危険性」という点を再度示唆してくれるが、この点は、次の7沸尿地獄の内容において更に顕著となる。いずれにせよ、④で6刀剣地獄の内容が全く不明な点は、先の3同様④の資料的価値を知る上で重要なポイントとなり得る。

次に7沸尿地獄であるが、④には、

「復次有沸尿地獄。中有細虫。入骨徹髓食此人。」

とあり、地獄中に生息する細い虫が罪人の骨髓に食い入り悩ます地獄であることが分かる。他の資料も大筋では一致するが、やはり各々特色ある内容を示す。まず、③では、

「彼糞尿大地獄中生衆多蟲。蟲石凌瞿來。身白頭黑其齧蟲如針。此蟲鑽破彼衆生足。云々」

と、虫が蟲であり、凌瞿來と呼ばれるなど、かなり具体的な内容を示す。①②も、

「復入弥離摩得泥犁中。其中有虫。虫名嘔喙(堀喙)。喙如鉄黒

頭足。云々」

と記す。この③④⑤⑥でいう虫の名は、多分、後の『俱舍論』等という「娘矩喙虫〔Nyakrūta〕」の意識もしくは音訳と見てよいであろう。ところで、⑧MN130は、

「Gāṇṇīyāye sūcinukhā paṇā chavīṇi chindanti」

として、虫に針があることを示すが、虫の名や色彩などは示さず、③④⑤とは異なる。このように各資料各々特色ある内容を記すが、④は、その中であってかなり簡素な内容であることが知られる。

さて、以上(2)〜7までの各地獄処について検討をした訳であるが、④には、次に全く何の説明もない、地獄名のみ記される(8)熱尿地獄と(9)劍樹地獄が存在する。これら二地獄処は、地獄名から見る限り、(8)熱尿↓7沸尿、(9)劍樹↓(4)刀刺の地獄処に関係するものであることは分かる。特に(9)劍樹は、他資料との比較から(4)刀劍地獄を異訳したものと考えてよいと思われる。しかし、(8)熱地獄は、7沸尿の異訳と単に考えられない節がある。なぜなら、次に問題とする「罪人が帰還していくとされる各地獄処」の中に両地獄ともその名が記されているからである。因みに、先の(9)と(4)の関係は、(4)がどこにも記されていないため、それを(9)に当てることは可能である。また、(8)は7のすぐ後に記されるかというところではない。というのは、④は7以下の部分でその内容にかなりの混

乱が見られるからである。今その様子を示してみると次のようである。即ち、

まず第一に㉔㉕の各資料が「灰河地獄」中における獄卒の問として扱う内容を㉔は7と(8)のものとして扱う。つまり、関係する地獄処も異なり、内容を二分して示すのである。

第二に、獄卒の第一の問を終えると同時に、内容に関係なく突然、罪人が帰還していく地獄処の一部を示し、また、その内容に更に次の二つの問題点が存在するのである。即ち、帰還していく地獄処の第一位に熱屎地獄と記すが、これは㉔において未だ何も表記されていない地獄処であり、何故説明のないものが記されねばならないのか疑問が生じる点。また、今まで見てきた(1)~7の地獄処全てを記すのではなく、熱灰、刀剣・大熱灰の三地獄名を示すのみである点である。

第三に、7沸屎地獄の次に至る地獄処として(8)熱屎地獄を示すが、先述のように何の内容説明もなく、次いでまた突然、獄卒第二の問を説き出す。

第四に、獄卒第二の問を説き終った後、再び、罪人が帰還する地獄処の残りの部分を、これも前後の文脈に関係なく説き出し、同時にその中に、今まで全く未説明であった(9)剣樹地獄を含むなど矛盾がある。

というように、㉔は、他資料㉕㉖と比較するとかなり経説

に一貫性のない資料であることが知られるのである。今、この混乱状態を明確にするために示したのが、後表上段部である。

ところで、この様な㉔の内容の混乱は、先述のように経全体の流れの中、例えば㉕㉖の資料には全く示されないところの「地獄中における刑罰のたとえの部分」を挿入する点、ならびに「地獄中における罪人の様子を示す部分に偈文を挿入する」等、随所に見られるものであり、ある意味で㉔の特徴ともいべきものである。そこで、今、この部分を㉕㉖の他資料の内容に基づき整理したのが、後表下段部である。

後表下段部に示したように、この㉔の内容を整理してみると、経説にも一貫性があり、説かれる各地獄処も整うと思われるのであるが、㉕㉖以外の資料には、また、別の見解を示すものもある。例えば、『長阿含・世記経』地獄品では、今いう獄卒の問の部分各々「飢餓地獄」と「渴地獄」として独立させ、それを十六地獄の中に数え入れるという独自の説を立てるし、また『立世阿毘曇論』では、獄卒の問を苦相の一・二に分けて示す。更に、地獄名の問題としては、『施設論』世品で糞屎地獄を二つに分けて示すなど諸説が存在するのである。そこで、これらの見解と今まで検討してきた点を考慮に入れると、㉔に見られる問題点は、次の様にとらえることができる。まず、㉔が㉕㉖と同本異訳の関係と見るな

ら、それは④の内容に混乱が生じていると受け止めてよく、後説下段部のように整理することができるが、④が『長阿含世記經』や『立世阿毘曇論』等と同様、この部分独自の説を立てていると考えるなら、それは、④と⑤と⑥の各資料が同本異訳の関係ではなく、同名異本の関係であったと受け止めねばならなくなるであろう。ただ、『立世阿毘曇論』では、これら獄卒の間の部分を、やはり、⑤と⑥と同様「烈灰汁地獄(灰河地獄)」との関係で扱い、『長阿含世記經』も獄卒の間の第一の部分を、灰河地獄と関連して再度取り上げるなど、各説共通した内容を示すのであり、④のみ、それを7沸尿(8)熱尿地獄との関係で扱う点は、不可解なものもしくはいいようがない。また、獄卒の間の部分及び糞屎地獄を二分する点については、以上の諸説が参考となるが、罪人が帰還していく地獄処の内容については、明らかに④に混乱もしくは不完全性があると断定して差し支えない。

以上、④『増耆阿・天使經』で説かれる地獄処につき、その内容の特異性及び特に7沸尿地獄以下の内容状態につき若干の考察を加えた。これらの問題が訳業上のものなのか、それとも所屬する部派の見解を含めた内容発達上のものなのか、今後更に深い研究が必要である。(未完)

- 1 拙稿『増耆阿含經善聚品32—4天使經』考、印・仏・研卷34
- 1。 2 これら各地獄中数字に(—)の付いたものは、特に問

題のある地獄処である。 3 大正2・675Cと676B(以下の引用文同じ)。 4 PTS. MN Vol. III 184p. 311~18p. 201(以下の引用文同じ)。 5 大正2・827Bと828A(以下の引用文同じ)。 大正2・910AとC(以下の引用文同じ)。 6 大正2・505AとC(以下の引用文も同じ)。 7 ⑤の内容は、一見違ったものに見えるが、⑤には、多分かなりの欠落文があると考えられる。これは、以下の他の箇所でもいえる。⑤二經の關係については、拙稿『仏說泥犁經』考、印・仏・研32—1。『十六小地獄をめぐる諸問題』(三)京都文教短期大学研究紀要・23集参照。 8 因みに、『長阿含・世記經』(大正1・123AとB)、『立世阿毘曇論』(大正32・212B)も、⑤と同様である。 9 この点に關しては、『十六小地獄をめぐる諸問題』(二)京・文・短・紀要22集所収拙稿等参照。 10 例えば、後表上段部④⑤グループに見られる地獄名など参照。 11 これとは別に、⑤⑥は、7槃徒務(熱徒務)泥犁という地獄処を示し、その内容は、この④の7沸尿地獄に通じる箇所もある。しかし、弥離摩得(德)泥犁とは、虫の名が異なるなど相違点も多い。この地獄処の扱いについては、④を含め沸尿地獄を二分して示す資料が他にもあるため注意すべきものであり、再考に値すると思われる。 12 『長阿含世記經』類、『増耆阿含經・八難品』『泥犁經』前半部『大智度論』16など。 13 ただし、⑤⑥は獄卒の問を二分せず、飢渴としてまとめ、罪人の食するものも銅汁のみとし、熱鉄丸という記事を示さないなど細部で異なり、一考に値する。 14 15 *ibid.* 8 参照。 16 北京版92a。

